

高知県海産養殖魚輸出動物衛生証明書取扱要領の運用について

平成21年8月19日 21高漁振第188号
(改正 平成29年1月5日 28高漁振第295号)
(改正 平成30年5月1日 30高漁振第20号)

高知県海産養殖魚輸出動物衛生証明書取扱要領（平成30年5月1日付け30高漁振第20号）（以下、「取扱要領」という。）に係る運用を定める。

（申請方法）

第1条 取扱要領第4（1）申請方法における生産漁場とは、区画漁業権で定められた漁場の区域をいう。

（検体数）

第2条 取扱要領第4（2）検体数及び検体採取方法におけるロットごとの必要検査尾数は、韓国政府が制定している水産疾病管理法に基づき、別表1及び2のとおりとする。

（検体採取方法）

第3条 取扱要領第4（2）検体数及び検体採取方法において、検体をロット内から無作為に採取するにあたっては、採取する小割に偏りがないように配慮するものとする。

（事前の了解）

第4条 取扱要領第4（3）検体の送付及び搬送方法において、事前に検査機関の了解を得る場合は、搭載予定日が決定した後、速やかに申請日及び検体送付日について検査機関と協議するものとする。また、検査機関は協議の結果を速やかに発行機関に連絡する。

（別紙様式1の定義）

第5条 別紙様式1（3）「生産施設／養殖場」とは、地域での呼称及び区画漁業権で認められた漁場の位置をさす。

別表1 食用水産物

輸出申請数量(t)	サンプリング数量 (個体数)
1t 未満	3
1t～3t 未満	5
3t～5t 未満	7
5t～10t 未満	9
10t～20t 未満	11
20t 以上	13

別表2 増殖用水産動物

輸出申請数量 (個体数)	感染率 2%が疑われる 場合(個体数)	感染率 5%が疑われる 場合(個体数)	感染率 10%が疑われ る場合(個体数)
50 以下	50	35	20
51～100	75	45	23
101～250	110	50	25
251～500	130	55	26
501～1,500	140	55	27
1,501～40,000	145	60	27
40,001～100,000	145	60	27
100,001 以上	150	60	30